

令和8年度例月出納検査実施計画

1 計画の目的

岸和田市監査基準（令和2年3月17日監告示第7号）第13条第1項の規定により策定した令和8年度岸和田市監査等実施方針に基づき、令和8年度に岸和田市の監査委員が行う例月出納検査の実施に関し、必要な事項を定める。

2 監査等の種類

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査

3 出納検査の対象

(1) 対象事務

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る現金出納事務

(2) 対象期間

原則として検査実施月の前月分

4 出納検査の着眼点

(1) 計数の確認

① 一般会計及び特別会計

ア 検査資料、諸帳簿、伝票類の計数は正確かつ一致しているか。

イ 前月末残高に当月分の収入、支出、一時運用金等を加減した額が検査対象月末残高と一致しているか。

ウ 例年の執行状況と比べて大きな変動はないか。

② 公営企業会計

ア 月次試算表、総勘定元帳、伝票類の計数は正確かつ一致しているか。

イ 月次試算表の計数は現金、預金、有価証券保管状況の計数と一致しているか。

ウ 例年の執行状況と比べて大きな変動はないか。

(2) 現金等の保管状況の確認

① 一般会計及び特別会計

ア 現金・預金・有価証券の在 high は、収支計算書（財政概要調書）、収支総括日計表の金額と一致しているか。

イ 保管は、最も確実かつ有利な方法により行っているか。

ウ 手持現金（釣銭準備金及び小口支払金等）が支払の見通しに比べて多すぎることはないか。

② 公営企業会計

ア 現金・預金・有価証券の在 high は、合計残高試算表、資金予算表、収支総括日計表の金額と一致しているか。

イ 保管は、最も確実かつ有利な方法により行っているか。

ウ 手持現金（釣銭準備金及び小口支払金等）が支払の見通しに比べて多すぎる

ことはないか。

(3) 書類検査（各会計共通）

- ① 収入、支出の会計年度所属区分を誤っているものはないか。
- ② 収入、支出科目は、正確に記入されているか。
- ③ 収入、支出の根拠、金額等の必要事項は、正確に記入されているか。
- ④ 収入、支出の事実の確認は、正確に行われているか。
- ⑤ 収入、支出の遅延しているものはないか。
- ⑥ 資金前渡、概算払等の精算が遅延しているものはないか。
- ⑦ 過納、誤払等による戻入は適正に行われているか。
- ⑧ 正当債権者に対する支払の確認は、正確に行われているか。
- ⑨ 違法、不当な支払は、行われていないか。
- ⑩ 振替処理は適正に行われているか。

5 出納検査の主な実施手続

検査の実施手続の選択については、主として次の実施手続によるものとする。

- (1) 事実の存否について、第三者の証明書等の証拠をもって確かめる「確認」
- (2) 資産や負債の存在、取引や事象の発生が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる「証憑突合」
- (3) 帳簿を相互に照合して、矛盾がないかを確かめる「帳簿突合」
- (4) 記録や文書の計算の正確性を自ら計算し、確かめる「計算突合」
- (5) 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる「閲覧」

6 出納検査の基本的な実施方法

(1) 実施通知

原則として検査実施月（検査対象月の翌月）の月初に文書で通知する。

(2) 事前調査

原則として検査実施月の20日に検査対象の各会計（一般会計及び特別会計並びに公営企業会計）から提出された検査資料、関係帳簿類を着眼点に基づいて点検を行う。

(3) ヒアリング

上記の調査等での疑問点については、検査対象会計の職員に対してヒアリングを行い、その結果を報告事項案にまとめる。

(4) 局内協議

各担当者が、ヒアリング結果をもとに事前調査結果の是非を報告し、各担当者報告事項案について協議し、監査委員への報告内容をまとめる。（原則、検査の前日）

(5) 監査委員へ復命

事前調査の結果を監査事務局としてまとめて監査委員へ復命し、認識を共有する。

(6) 監査委員による検査

検査対象会計の課長及び担当職員が出席し、課長からの検査資料説明の後、監査委員から質疑を行い、疑問点等を糺すとともに事務局からの報告内容についての事実確認や対象課の見解を聴取する。

(7) 監査委員協議

検査での質疑応答等を踏まえ、「正確であった」とするのかどうかを協議し、決定する。

(8) 検査結果の報告

検査終了後、速やかに検査結果報告書を取りまとめ、市長、議会への報告を行う。
(原則当日)

7 出納検査の実施場所、日程及び事務分担

(1) 実施場所

監査委員室

(2) 日程及び事務分担

令和8年度岸和田市監査等年間計画のとおり

8 その他検査の実施上必要と認める事項

必要に応じ別に定める。